

平成 2 0 年度 第 1 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 0 年 5 月 2 6 日開催

府中市都市計画審議会

議 事 日 程

平成 2 0 年 5 月 2 6 日 (月) 午後 3 時

北 庁 舎 第 1 ・ 2 会 議 室

日程第 1 第 1 号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第 2 報告 (1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について

(2) 公園緑地の進ちよく状況について

日程第 3 そ の 他

午後 3 時 0 0 分開会

【青木計画課長】 定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の久保よりご挨拶を申し上げます。

【久保都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成 20 年度になりまして初めての会議でございます。どうぞ今年度もよろしくご指導をいただきたいと思っております。

また、4 月の人事異動によりまして、事務局のスタッフも変わりましたので、後ほど自己紹介させていただきたいと思っております。

本日の案件は、審議事項といたしまして、生産緑地地区の変更の 1 件、報告事項といたしましては、都市計画道路の進捗状況、並びに公園緑地の進捗状況についての 2 件、以上 3 件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【青木計画課長】 次に、ご審議いただく前に、事務局側の定期人事異動に伴いまして、担当者に変更がございましたので、改めまして事務局の紹介をさせていただきます。

〔自己紹介〕

【久保都市整備部長】

【都市整備部次長】

【楠本地域まちづくり担当副主幹】

- 【秋山水と緑事業本部長】
- 【大川公園緑地課長】
- 【平公園緑地課長補佐】
- 【雫石水と緑ネットワーク事業担当副主幹】
- 【竹内土木課長】
- 【山田土木課長補佐】
- 【高橋建築指導課長補佐】
- 【田口建築課長】
- 【萩原管理課長補佐】
- 【高野管理課長】
- 【板橋政策課主査】
- 【澁谷政策課長補佐】
- 【野岡政策総務部参事】
- 【香取資産税課長】
- 【戸井田農業委員会事務局長】
- 【伊藤都市計画担当主査】
- 【浅野地域まちづくり担当主査】
- 【高島地域まちづくり担当主任】
- 【角倉土地利用担当主査】
- 【下田地域まちづくり担当主任】
- 【須藤地域まちづくり担当職員】
- 【青木計画課長】

以上、新たなメンバーで対応させていただきますので、どうぞ
よろしく願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

【議長】 4月に、ここで委員をやっておられました〇〇さんが、まだ64歳という若さで亡くなりました。誠に残念でございます。

それでは、府中市都市計画審議会を開催したいと思います。

今日の欠席は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の5名が欠席という連絡が入っております。会議の可否でございますが、定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名人について決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名すると規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、今日の議事録の署名人につきましては、議席番号10番の〇〇委員と、議席番号11番の〇〇委員、お二方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは議事日程に従いまして、日程第1、第1号議案、都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。議案の説明をよろしく願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、ただいま議題となりました府中市都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、お手元の第1号議案の資料を確認させていただきます。表紙をめくりまして、1ページでございますが、府中市都市計画生産緑地地区の変更の計画書でございます、2ページは新旧対照

表でございます。A3判、片面刷りの3ページから6ページが計画図となっております。一番後ろの封筒の中でございますが、縮尺1万分の1の総括図となっております。

それでは、1ページに戻りまして、全体の概要と変更理由などにつきましてご説明いたします。

本件の都市計画決定ですが、府中市が決定する都市計画でございます。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約113.40ヘクタールになります。

次に、第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、本表に表示してあるとおり、削除となりますのが4件、削除する面積は、約2,640平方メートルでございます。

その理由としまして、公共施設等の用地又は買取申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。変更概要でございますが、位置の変更については新旧対照表のとおり、2の区域の変更については、計画図により後ほどご説明いたします。

3の面積の変更は、地区数が483地区から481地区になり、2地区の減となります。府中市全体の生産緑地地区の面積は、約113.67ヘクタールから、約113.40ヘクタールとなり、約0.27ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、本年3月31日

付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の規定に基づき、本年4月7日から21日の2週間、公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

それでは、個々の計画図の詳細につきまして、担当主査よりご説明させていただきます。

【議長】 お願いします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の変更について、パソコンを使いましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

このスクリーンの図面は、お手元の資料の3ページ以降の計画図と同じものを表示してございます。

初めに、計画図の表示は、赤の塗りつぶし部分が削除する区域で、図は上が北方向となっております。

番号62、地区名、白糸台地区、位置は、第二中学校の西側で、甲州街道の北側に位置し、地区の一部、約30平方メートルを削除するものです。これは道路用地として削除するものです。

続きまして、地区番号279、地区名、是政地区、位置は、JR南武線の西側で、総合体育館の東側に位置し、地区の全部、約1,380平方メートルを削除するものです。これは、主たる従事者の死亡による買取申出があったものです。

続きまして、地区番号348、地区名、西原町地区、位置は、東八道路と府中所沢線の交差点の北西に位置し、地区の一部、約120平方メートルを削除するものです。これは、道路の拡幅による用地取得があったものです。

続きまして、地区番号４７９、地区名、日新町地区、位置は、国立府中インターチェンジの西側に位置し、地区の全部、約１，１１０平方メートルを削除するものです。これは、主たる従事者の死亡による買取申出があったものです。

以上で、府中都市計画生産緑地地区の都市計画の変更について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ただいま議案の説明を終わりました。これより審議に入りたいと思いますが、ご質問等をお受けし、最後にご討議をただいて、採決という順序で終わりたいと思いますので、まず最初にご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

道路の拡幅等もあるようです。これはある程度、いたし方ないのかなという気もいたしますけれども、ほかにはよろしいですか。

なければ、第１号議案について採決したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

【議長】 それでは、第１号議案、府中都市計画生産緑地の変更について、原案のとおり決することにいたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声）

【議長】 ありがとうございます。

次に移ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 次に、日程第２、報告事項の１、府中都市計画道路の進ちよく状況について報告を受けたいと存じますので、報告をよ

ろしくお願いいたします。

【竹内土木課長】 それでは、府中都市計画道路の進ちょく状況につきまして、お手元の表と図に基づきご説明をいたします。お手元にお配りをいたしました表と図をご参照いただきたいと思いますと存じます。

まず、府中市内の都市計画道路でございますが、全体で37路線、延長7万1,590メートルが計画を決定されております。平成20年4月1日現在の進ちょく率は、全体で5万7,009メートル、79.6パーセントの完成率で、前年度と比較いたしまして0.4ポイントの増となっております。

次に、施行主体別の進ちょく状況でございますが、国につきましては、国道20号の1路線で、既に100パーセントの完成となっております。

都施行につきましては、府中都市計画道路3・4・22号、府中街道でございますが、中央自動車道との交差部の北側125メートルを実施してございます。

また、府中都市計画道路3・4・18号、小金井街道でございますが、京王線下から旧甲州街道までの間160メートルが完成をしてございます。

これによりまして、東京都分は69.5パーセントの完成率となりまして、前年度末に比較して0.8ポイントの増となっております。

次に、裏面をご参照願います。府中市施行分でございますが、平成19年度の完成はございませんが、工事につきましては、東京農工大学付属農場の南側の府中都市計画道路3・4・13号の

国分寺街道から280メートルを実施しております、今年度も引き続き実施をしてまいります。府中市施行分は、86.6パーセントの完成率となっております。

今後の計画でございますが、東京都施行分につきましては、府中都市計画道路3・2・2の2号東八道路で環境調査を実施すると聞いております。

また、府中都市計画道路3・4・7号新小金井街道の京王線アンダー立体交差部など築造工事を引き続き実施すると聞いております。

そのほか、府中街道での交差点改良、是政橋2期下部工事など実施すると聞いてございます。

市の施行計画につきましては、府中都市計画道路3・4・13号のほか、西府土地区画整理事業の一環として進めてまいりました府中都市計画道路3・4・27号が完成する見込みでございます。

また、今後、市が事業を進めていく予定であります西武線多磨駅西側から北に東八道路までの府中都市計画道路3・4・11号、同じく府中都市計画道路3・4・16号につきまして、事業の進め方、スケジュール等を把握するため、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【議長】 ただいま報告が終わりました、この件につきまして、何かご質問等ありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。はい、〇〇委員さん。

【委員】 〇〇でございます。単純なことで大変申しわけないの

ですけれども、計画されております東京都施行分の道路の予定地をめぐる問題なのですけれども、素人の考えで、大変こういう場面では申しわけないと思うのですけれども、道路予定地が売買をされていますね、最近、特に。道路予定地とみなされる土地が売買をされて、しかも、そこに土地が分割されて、家が新築をされるというケースが、この府中都市計画道路3・4・3号線の周辺では見られるわけなのですけれども、この問題について、法的な規制はもちろん、かけられないですよ。東京都でやる問題ですから、市としても直接かかわりは持てないとは思いますが、これは静観をされるのでしょうか。それとも何か法的な規制というのは可能なのでしょうか。その辺の問題をちょっとお聞きしたいと思うのですが。

【議長】 それについてお答えをお願いします。

【青木計画課長】 府中都市計画道路3・4・3号でございますが、都市計画道路の第3次事業化計画で、優先的に整備すべき路線として位置づけをされておりますが、現在、まだ事業化されておられません。家を建てることについては、木造で2階建てであれば可能となっております。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんか。はい、〇〇委員さん。

【委員】 今の〇〇委員のご質問で、ちょっと関連で伺いたいのですが、そういう意味では、都道の府中都市計画道路3・2・2の2号の国立へ抜ける部分というのは、先ほど環境調査に入ると

いうお話もあったのですが、事業化計画が進みつつありますけれども、そのようなケースの場合ですと、先ほどの〇〇委員がおっしゃっていた、その土地の売買ということについては、どの時期になると個人個人ではできないとか、何かそういう制約があるものなのかどうか、参考に教えてください。

【議長】 はい、お願いいたします。

【久保都市整備部長】 いわゆる都市計画施設である都市計画道路内における、いろいろな権利の関係だと思いますが、都市計画道路をつくっていくためには、まず都市計画事業としての認可ということがあります。認可される前におきましては、移転が容易な建築物、一般的には木造の2階、地下がない、こういうものについては建築が許可される、こういう権利制度がございます。この間におきまして、所有権等々の売買は自由です。これの事業の認可が取れますと、もういよいよ工事が始まりますから、基本的には、建築を新たにすることとは、非常に困難になってまいります。もしやるのでしたら、当然、そこでもって事業をやるという認可を取っておりますので、事業者にとっては買収ということになります。ただし、権利関係の個々の移転については、特に法律的な規制はございません。ただ、当然、道路内にあるということだけは、その辺の制限がかかっているということは、新たな権利者に継承していくということになります。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにございませんか。

この話とは全然関係がないかもわからないけれども、この府中都市計画道路3・5・14号の刑務所の北側のところを、この間たまたま通ったら、あそこ大分、歩道がずっとできて、よくなったね。あそこは小学校もあるし、子どもたちのあれも危なかったのだけれども、ずっと塀が内側へ引いたのですね。それで歩道ができて、大変、通行する人たちのためにはよくなったね。例の、昔、3億円事件が起きたところだ。ちょうどあそここのところだ。よくなりましたですね。まあこれは余計なことですけども、よくなったということを行っているのですね。

ほかにはございませんか。

なければ、報告事項の1、府中都市計画道路の進ちよく状況については、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは報告了承といたします。

次に、日程第2、報告事項(2)、公園緑地の進ちよく状況について報告を受けたいと思いますので、報告をお願いいたします。

【平公園緑地課長補佐】 それでは、公園緑地の進ちよく状況につきまして説明をさせていただきます。

例年、都市計画公園の進ちよく状況につきましては、都市計画法に基づき都市計画決定された公園緑地と、都市計画の位置づけはないものの、都市公園法に基づき開設しているもの、併せてご報告をさせていただいておりましたが、今年度より見直しを行い、都市計画公園緑地について報告をさせていただくことから、本日新たに追加資料を用意させていただきました。その追加資料に基

づきまして、ご説明を申しあげます。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定をしております公園緑地は、平成20年4月1日現在で、全体で89カ所、面積で293.48ヘクタールでございます。このうち供用を開始しております公園緑地は85カ所で、面積は148.15ヘクタール、開設率は50.48パーセントとなっており、昨年度より0.1ポイントの増となっております。

内訳といたしましては、下から3行目の広域公園の都立武蔵野の森公園で整備工事が進み、0.3ヘクタール、新たに供用開始されたものでございます。

次に、市民1人当たりの公園緑地の面積でございますが、6.05平方メートルとなり、26市の市民1人当たりの公園緑地の面積と比較しますと、26市全体の1人当たりの平均が4.93平方メートルですので、本市は1.2平方メートル上回っております。

また、東京都全体では、1人当たり平均が3.70平方メートルですので、これについても本市は2.35平方メートル上回っている状況であります。

今後とも、公園緑地の整備確保に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上で、公園緑地の進ちょく状況の報告を終わります。

【議長】 ただいま報告が終わりました。これにつきまして何かご質問等ございましたら、どうぞ、お受けいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。はい、〇〇委員さん。

【委員】 都市計画公園の開設率というのが出されているのです

けれども、それぞれの公園の種別によって、この開設率というものにかなり差があります。例えば、もう100パーセントに近い90パーセント台のものから、まだ40パーセントに至らないように、非常に差があるのですけれども、この計画公園を進めるに当たって、市としては何か、優先的にどの公園を先行しながら進めていくとか、何かそのような実施のための方針というものがあるのかどうか。また、あるのであれば、現在、どのような公園を先行しながら進める予定なのかというあたりをお願いいたします。

【議長】 今の2点でよろしいですか。では、2点につきまして、どうぞお願いいたします。

【大川公園緑地課長】 府中市の公園整備の基本的な考え方でございますが、現在、府中市では「緑の基本計画」に基づく整備を進めるということでございます。

「緑の基本計画」では、まずは市内について、歩いて行ける範囲の公園を優先的に整備することをうたっております。ここの区別でいいますと、街区公園でございます。おかげさまで、街区公園につきましては、供用率にありますとおり、100パーセント近く整備が進んでおるわけでございます。

問題としましては、今、ご指摘がありましたように、近隣公園、この整備が立ち後れているということでございます。これからは近隣公園の整備率をいかに高めるかということが、府中市の基本的な課題ではないかと、我々もとらえておるところでございます。

もとになる「緑の基本計画」につきまして、平成11年に策定したものでございますが、約10年近くがたちました。今年度、「緑の基本計画」の見直しを始めております。その中で、課題と

なっております近隣公園の整備、それからもう一つ、緑地の整備が立ち後れているわけでございます。では緑地はどのようなものかと言いますと、多摩川の河川敷、それから大國魂神社の境内とか、そういうところが都市計画決定されているわけですがけれども、事実上、保全されていることで、これは整備ということではなくてもよいのではないかという考え方もあるのではないかと、そんな点も含めて、今年度から「緑の基本計画」を見直し、これからの府中市の公園、緑の整備をいかに進めたらいいかを、さらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。追加で、はい、どうぞ。

【委員】 どうもありがとうございます。

そうしますと、新たな「緑の基本計画」の中で、公園のあり方というものも再検討されていくということなのですからけれども、今、結構、温暖化の問題ですとか、その中での緑を増やすということも、すごく言われたりしておりますし、あと防災の視点から、都市部でどう空間をつくるかというようなことも、課題に言われることもあるのですけれども、その「緑の基本計画」の中で、10年前に計画を作られた時点と、状況がかなり変わってきている中で、今回の基本計画の中で、主要テーマと言いますか、どういうまちづくりを主眼にしながら、この「緑の基本計画」を策定されるお考えがあるのかどうかということの確認を1点、お願いいたします。

【議長】 はい、お願いいたします。

【大川公園緑地課長】 今、まさに、その課題を整理して、この

新しい府中市の「緑の基本計画」をどのように見直していくかということからスタートさせるところでございます。

おっしゃられましたように、温暖化の問題、それから防災の観点、緑、公園につきましても多くの機能があるかと思えます。それぞれの機能をもう一度洗い直して、新しい「緑の基本計画」を策定していきたいと思っております。細かな内容について、これから見直したいと思っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。細かいところは、これから見直したいということですね。いろいろな角度から検討しなければいけないと、こういうことだと思いたしますがね。

ほかにはございませんか。はい、〇〇委員さん。

【委員】 まだ時間が早いので、今の質問と若干関連して、府中市は人口も増えていますので、市民1人当たりというようなことになると、やっぱり面積が、人口が増える分、1人当たりが減っていくみたいなどころもありますので、いろいろな意味で大変だと思いますけれども、生産緑地も減って、農地も減っていくのを、せめて公園にしてとかいうふうな方向で進めていただければというふうに思っているのですけれども、具体的に、例えば平成20年度の中では、どこか新たに公園が増える見込み、予算的に予定がしてあるところがあれば、教えていただければと思います。

それから一部で、公園の遊具がいろいろあると思うのですけれども、点検をやっていると思うのですけれども、昨年か何か、スポーツ遊園で事故があったりとかということもありましたので、改めて、その公園の遊具等の点検はどのように行っていて、その

安全性とか、そういうところで問題があるところはないのかということ、もう1点、お尋ねしたい。

もう1点、これはちょっとローカルで申しわけないのですが、四谷の五丁目に四谷さくら公園がありますけれども、前から多摩川のほうからしか入れなく、広い割にはそんなに利用されていなくて、もったいないのではないかと。住民側というか、反対側から公園に入れるようにならないですかということで要望しています。どうもその後、進んでいないような印象を受けるのですけれども、どうなっているのか。ちょっとローカルで申しわけないのですが、この際、教えていただければと思います。

以上です。

【議長】 以上3点について、お答えをお願いします。

【大川公園緑地課長】 1点目の、今年度の公園計画でございますが、天神町で授産所がございました。授産所の跡地を多目的広場にするというのが一つありまして、今年度の予定に入っております。

それからもう一つは、郷土の森公園、総合体育館の東側で、桜の広場、桜を中心とした広場の整備を、ちょうどバスの折り返し所の南側あたりを、今年度、少し手をつける予定でございます。行く行くは、桜を中心とした広場が整備される予定でございます。

新しい公園整備は、その2カ所でございます。

もう1点、遊具の点検のことでございますが、府中市の公園の遊具の点検につきましては、大きくは二つです。一つは、市の職員が点検すること。その中の1つが日常点検です。そして年2回、一斉に、約3週間ほどの期間を決めて、全部の公園を職員が一斉

に点検をする。これが2本目のやり方で、春の点検を現在、今ちようどやっております。今月いっぱいかけて全部の点検をやる予定でございます。

それからもう一つ、これが一番、実はありがたいことですが、地元の方々が日ごろ、公園の中にある遊具とか、砂場とか、植え込みとか、そういうものをいつも見ていただいております、その方々からのご連絡、これが一番、私どもとしては正確で早く対応ができるものです。職員の点検と地元のご協力を合わせて、大きく2本立てで対応しているものでございます。

三つ目の四谷五丁目、さくら公園の出入り口でございますが、前から懸案になっております。北側の地主さんとも何回かお話をしているのですけれども、なかなか今のところ進んでいないということでございます。

以上でございます。

【委員】 では、一言。いろいろと努力をされて、やられているということで、もうこれ以上、この場では申しあげませんけれども、せつかくある公園が、より多くの市民に有効に活用していただくために、やはりこれからもいろいろ検討していただいて、遊具の見直し等、また、もし、もっと最近、人気のある遊具とか、そういうものもありますので、古くなったものをそういう新しいタイプに切りかえとか、そういうこともご検討いただければというふうに思っておりますし、四谷のさくら公園については、地元でよく理解しているところでございますけれども、引き続きよろしくお願いを申しあげ、せつかく広い公園があるのに、あまり利用しにくいとか、使われていないのです。片方からしか入れない

ので、ちょっと怖いねというような声もあるのですよね。何か多摩川に近くて、変質者とかがいて、ちょっと逃げ道がなくて怖いね、みたいなこともあるので、この件については地元からの声もありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかにはございませんか。よろしいですか。なければ、報告事項（２）、公園緑地の進ちょく状況については、報告了承とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【議長】 それでは、報告了承といたします。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。日程第３、その他でございますが、事務局のほうから何かございますか。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 日程第３、その他といたしまして、基地跡地利用計画の状況について、生産緑地地区の変更予定について、次回の日程についての３件ございます。

その他の基地跡地利用計画の状況について、ご説明申しあげます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。調布基地跡地及び府中基地跡地留保地につきましては、国から平成２０年６月を目途に基地跡地利用計画を策定し、提出するように求められております。現在、最終段階を迎えつつありますので、現時点での土地利用の方針の概要をご説明いたします。

本来、資料等に基づきご説明するところですが、現在、図面な

どをお示しできる状況ではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。今後、議会に資料等が提出された場合は、改めて委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。

1点目の調布基地跡地ですが、東京外国語大学の北側の地区につきましても、面積が約4.7ヘクタール、用途地域が第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントです。土地利用の方針としましては、本地域の特性を生かし、豊かな緑に囲まれた業務機能を中心とする活力ある都市空間を創出し、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

また、榊原記念病院の東側の地区につきましても、面積が約2.3ヘクタール、用途地域が第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントです。当該地は、周辺の病院、学校、福祉施設などと一体的なまちづくりを進めるため、公共公益的施設ゾーンとする予定です。

2点目の府中基地跡地留保地については、面積がおよそ15ヘクタール、用途地域が第一種低層住居専用地域、建ぺい率が30パーセント、容積率が50パーセントです。土地利用の方針については、この地区を三つにゾーニングし、北側は住宅ゾーン、中央は周辺環境と調和した研究施設のためのゾーン、南側は周辺の公園などと連続した公園緑地ゾーンとして、緑の自然環境と共生できる土地利用を目指します。

なお、今後の予定でございますが、6月に開催を予定しております平成20年第2回市議会定例会で土地利用計画の素案を示し、その後、国へ提出する予定です。

本審議会へは、改めて土地利用計画をご報告するとともに、そ

それぞれの基地跡地利用計画にのっとった土地利用を図るため、必要な都市計画変更、具体的には地区計画の決定と、用途地域の変更に伴うご審議をいただきます。

報告は、以上でございます。

【議長】 この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。ありましたら、どうぞ。はい、〇〇委員さん。

【委員】 調布基地についてですけれども、前回のときに、国家公務員住宅の計画があるということをお聞きしました。今、言葉の中で、土地利用の方向付けは説明があったのですが、どういうことなのか、それとどういうふうに関係があるのかというのがわかりませんので、もう少し説明をしていただきたいと思います。

【議長】 はい、もう少し詳しく、その説明をしてもらいたいと、こういうことですね。お願いします。

【野岡政策総務部参事】 前回、〇〇委員さんからもご指摘を受けましたとおり、外語大の北側につきましては、国家公務員宿舎が1,000戸という計画が示されております。しかしながら、私どもとしては、学校ですとか保育所ですとか、行政需要が拡大するということで、基本的にはノーですよという対応で進んでおるところでございます。

そうした中で、府中市長の名前で、議会の決議等を踏まえまして、財務大臣に、何とか建たないようにお願いをしているわけですが、一定の譲歩案は示されておりますが、国家公務員宿舎については断念するという段階に、国は至っておりません。そういったことで、国、東京都、府中市で合意を得た土地利用計画としては、ただいま定まっておらない、こういう状況でございます。

ます。

しかしながら、6月末までには、地元自治体として利用計画を出さなければならない状況にございますので、当面は府中市の考え方どおりゾーニングをさせていただきたいという方針のもとに、今後、6月の議会にお諮りをしまして、ご相談をし、また、市民のご意見を賜る中で、市の方向性を定めると。そしてゾーニングが決まった暁には、冒頭、説明がありましたとおり、地区計画の決定ですとか、用途の見直し等につきまして、この席にまたお諮りをして、決定をいただくと、こういう運びになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 大分、鮮明にわかるような気がいたしますけれども、これは市のほうの議会でも審議しているのでしょうか。これからするのですか、この件につきましては。そこいらの動向とにらみ合わせしながら、両立してしばらく、そんなに時間もないだろうけれども、動きを見守るというか、推移をずっと追いながら、都市計画審議会でも対応したらどうかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。市議会はもう当然のことですね、これ。いろいろ審議されていると思っておりますので、大変大事な問題だと思っておりますのでね。どうですか。はい、〇〇委員さん。

【委員】 今のご質問に関連してなのでございますけれども、そうしますと、6月の末までに国に対して、市としての土地利用計画を提出する。そうすると、それを国はいつまでに、その計画内容に関して、国としての方針を出して、その先、具体的に、先ほど説明があったような用途地域の変更ですとか都市計画決定というのは、

またこの審議会にかけられるのだと思いますが、その間で例えば周辺住民の方たちの意見を聴く場があるとか、それはどのような形で保障されるのでしょうか。

【議長】 大変大事なことなので、そこら辺、詳しく説明してください。地元からもいろいろ話を聞くのかと、そういうことですね。

【野岡政策総務部参事】 最初に、6月末までに出さないと、地元自治体としては何の利用の予定もないということで、地主である国が処分をするということになりますと、先ほどお話ししましたように、1,000戸の住宅ですとか、場合によったら、民間の開発事業者のほうに売却と、こういうことも想定されますので、当面、府中市の考え方を、議会ですとか、こちらの審議会のほうにもご相談した中で、6月末までに提出をする。

その案につきましては、ただいま国は同意をしていないわけですから、今後さらに東京都を交えた中で、三者で引き続き協議を継続していくということをございまして、それについては、最終的に三者が歩み寄らないと、具体的な絵は固まらない、そういう状況だと思います。その三者が歩み寄って具体的な絵が固まった段階で、私どものほうとしては、パブリックコメントですとか、これから計画課長のからお答えしますが、所定の説明会等の手続を経て、こちらのほうにまたお諮りすると、こういう段取りを考えてございます。

【青木計画課長】 市民への説明ということをございしますが、当該地には地区計画を考えておりますので、土地利用の方針が決まりましたら、地区計画策定の手続を進めてまいります。手

続を進める中では地域の方にご説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 はい。よく説明をしていただかないと、ああでもない、こうでもない、また始まると大変だからね。よろしいですか。大変大きな問題になろうかとおりますけれどもね。

それでは、動向を見守るということで、もう少しこの審議会では、もう少し成り行きを見るというか、そういうところでどうですか。よろしいですか。今の段階では、市議会も絡んでいることだし、市の理事者側のこともあるし、国の問題もあるし、地元の人たちの話もよく聞かなければいけないし、東京都のご意見等々あろうと思います。この件につきましては、これでよろしいですね。今、結論を出すというわけではないのでね。

（「異議なし」の声）

【議長】 それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

生産緑地地区の変更予定について報告を受けたいと思いますので、報告をお願いいたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 2点目の生産緑地地区の変更予定につきましてご報告いたします。

本日、お手元にお配りしております、右上に「資料1」と「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除予定）について」といたしましたA4判の資料に基づき、ご報告させていただきます。

2ページをお願いいたします。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条に基づく買取申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除され

ている地区、もしくは公共施設等の用地として取得した地区でございます。場所は、府中所沢線の東側、御猟場道の南側に位置した地区でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第十中学校の東側に位置した地区でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。浅間山通りの西側、人見街道の南側に位置した地区でございます。

5ページをお願いいたします。富士見通りの西側、国立市境に位置した地区でございます。

最後に6ページをお願いいたします。サントリー武蔵野ビール工場の西側に位置した地区でございます。

これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、平成20年度12月開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ただいま生産緑地地区の変更予定について説明がございました。これにつきまして、ご質問等ございましたら、どうぞ。はい、〇〇委員さん。

【委員】 生産緑地が削除、変更をされる、その手続でしょうか。買取申出があって、それぞれの手続があるのでしょうかけれども、削除するというところまで、公の、例えば緑地ですとか公園ですとか、道路に当たるということは分かるのですけれども、そうでない場合で削除する、その辺のことについて、ちょっと説明をお願いいたします。

【議長】 はい、説明してください。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 生産緑地地区の削除までの大まかな手順でございますが、まず買取の申出がありまして、それから1ヶ月以内に市が買い取るか買い取らないかを通知し、3ヶ月以内に農家への買い取りのあっせんを行い、あっせんが不調だった場合に、生産緑地地区内における建築等の行為制限が解除されます。その生産緑地としての機能がなくなりましたら、本審議会のほうにご審議いただいて、都市計画の中で生産緑地地区ではなくなるということになるかと思えます。

以上です。

【議長】 はい、〇〇委員さん。

【委員】 流れは分かったのですけれども、50年後にも農業のあるという府中の大きな目的がございますね。その中で、先ほども生産緑地の減のほうは出てくるのですけれども、なかなかプラスというところが出てこないですね。

それで、今、学校の中でも、食育であるとか、地場の時間のたないものを食するとか、いろいろ大切なことだと思っておりますね。府中市の50年後にも農地があるような手当てとして、どのような手当てをしているのか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

公の施設で当たって、やむなく農業をできなくなる、そういう場合があります。ですから、例えば代替地というのでしょうか、農業団地のようなものを、理想的かもしれませんが、今の段階から整えておいて、そして府中の中で農業をやっていただけの方にそこをあっせんして、そこで安全な食を子どもたちに食べさせるという、目に見える農業というのも大切だと思いますので、

一概にすぐこういう形でできますよということにはならないのでしょうけれども、計画を立てていただいて、今、お話ししていただけたことがありましたら、お答えいただいて、そうでないものについては検討して、ぜひ農業が府中の中でも継続できるような、そんな施策をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長】 はい、どうぞ。

【戸井田農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長でございます。農政サイドといたしましては、今年度から始まりました認定農業者支援事業、これにつきましては、農地の保全協定を結びまして、その方に対して支援するという内容の事業です。

それから、従来から行っております生産緑地地区指定農地等振興事業で、農地の保全協定を結びました場合には、営農支援を行い、こちらは生産緑地のほかに宅地化農地も1,000平方メートル以上は、5年間の保全協定を結びました場合には、営農支援をしていくというような内容でございます。

そのほかに、あと、私どもで考えていますのは、農家の方々がつくった作物が売れるということで、地産地消事業ということ、直売所の後押し、それからあと、かんがい用水対策事業等も実施してございまして、なるべく農地を残していただくという考え方で進めてございます。

生産緑地の保存、今、ここでご議論いただいておりますのは、死亡に伴います生産緑地の解除ということですので、これは私どもも、相続等の問題がありまして、私どもも、すぐ農地を残していただきたいと思いますというふうに農家にもなかなか言いづらいというところ

ろがございます。

以上でございます。

【委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】 なかなか難しい問題で、前に〇〇委員さんからもそこいらは何回となく追及されているところでございます。

もっと大きな問題なのですけれども、日本の食糧の自給率が40パーセントから39パーセントに減ってしまったと。外国から輸入しているけれども、外国で不作だとか何とか、まあ思惑もあって、投機的なものもあって、本当に作物がとれないということもあるのだけれども、それよりも、もうけるとか、外国にのどもとを絞められてしまって、農作物等々、日本はほとんど買わなければどうにもならないという状況ですからね。もう本当に、これからどうやったらいいのかなんて思うと、それこそ大変な、夜も寝られないような思いではあると思うのです。大きな問題で、なかなかこれ、府中だけでは云々ということにはできないですね。そこいら、〇〇委員さんから。

【委員】 私も〇〇委員の意見に、農業者の一員として賛成なのですが、ことし、今まで1年間を見てみますと、農地法第4条関係、自分で転用して何か建物をつくったり、駐車場をつくったりする人が1万2,854平方メートルあったのですね。そのほかに第5条関係、権利が移動してしまう、つまり売ってしまった農地が2万5,709平方メートルあるのですね。合計3万8,568平方メートルあります。この中に、先ほど削除で申しあげました生産緑地、ことしは1年間でちょうど1ヘクタール弱あります。それも含まれておりまして、3町8反、昔の勘定でいきま

すと、それだけの農地がなくなってしまったわけですね。

特に、市がいろいろ施設や道路をつくるために、農家の皆さんに頭を下げて売ってもらったり都合してもらったりして、市はこのように大きくなってきました。私たち農家のおかげで施設もよくなったと言っても過言ではありません。これからは、農家の皆さんを市の人たちが救ってあげなければいけない。

生産緑地は、もともと市が買い取る約束で生産緑地という法律ができました。そのために生産緑地を買っていただいて、先ほど〇〇委員さんの言われたように、学校の教材に使ったり、または道路に当たって、農家の人が農地が欲しいのに分けてあげられないところに、事前において回してあげるとか、そういうふうな手助けが、これからは市としては絶対必要だと思うのですね。その辺をそろそろ見直さないと、〇〇委員さんが言われたように、50年後に農地は、50年どころか、20年後が危ないというような、この4町分近く1年間でなくなってしまっておりますので、その点をよく肝に銘じて、市の人たちは考えていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 確かに、本当に相続の問題が一番大きいと思うのですがけれどもね、現実には。税法を変えるとか、いろいろなこと、いろいろな手立てを考えなければいけないとは思っているのですが、何とかしなければいけないなと思っているのだけれども、これはどうしたらいいのですかね、本当に。1カ所や2カ所、手をつけただけでは、とても解決でできない問題だと思うのですけれどもね。

まあ、毎回毎回、この問題はずっと引きずってきているような

問題で、これという決め手のないところに、空しさとか歯がゆいところがあるのですけれどもね。何しろ食べるものがなければどうにもならないのだから、そこいらを考えなければね。一番先に食ありだからね。ちょっと話があちこち飛躍いたしましたけれども、食が一番大事だろうと思うのでね。

次へいかないといけないので、これは消化不良のままでいきますけれども、よろしいですか。申しわけない、解決策がないものね。それでは一応、一応ですよ。報告了承とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 申しわけございません。では、そのように報告了承とさせていただきます。

次に、次回の日程についてお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 次の府中市都市計画審議会の開催日程及び案件についてお知らせいたします。

日時でございますが、8月の上旬を予定しております。

案件でございますが、市街地再開発事業の変更意見照会を予定してございます。

以上でございます。

【議長】 この市街地再開発事業の変更意見の照会というのは、A地区のことを指しているのですか。そこいら、ただ漠然と市街地といったって幅が広いから、どこを指しているのか、もう少しこれ、説明してください。どこを主に。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 府中駅南口地区の再開発事業でございますが、ご案内のとおり、A、B、C地区のうちB、

C地区につきましては完了してございます。それでA地区ですが、こちらのほうも東京都決定の再開発で、その変更を予定してございまして、東京都から案が出されます。その案について意見照会を府中市で受けて、府中市から、その意見照会についてご意見を申しあげる。それを本審議会に付議させていただくということでございます。

【議長】 そのほかには、逆に委員さんのほうから何かございませんか。なければ、終わらせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、大変ご多用中、慎重審議、ご意見をいただきましてありがとうございます。

本日の都市計画審議会を、これをもちまして終わりたいと思います。

次回は8月の上旬ということでございますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後4時05分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○